

## 練馬区規則第61号

### 練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

#### (特定空家等に係る報告徴収)

第2条の2 条例第7条第2項に定めるところにより行う報告の徴収は、空家等に係る事項に関する報告徴収書（第1号様式）により行うものとする。

2 前項の規定による報告の徴収を求められた者は、空家等に係る事項に関する報告書（第1号様式の2）に必要な書類を添えて区長に提出することにより報告を行うものとする。

#### (空家等に係る立入調査)

第3条 条例第7条第3項に定めるところにより行う通知は、立入調査実施通知書（第1号様式の3）により行うものとする。

2 条例第7条第4項に定めるところにより携帯する身分を示す証明書は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（第2号様式）のとおりとする。

#### (管理不全空家等に係る指導書)

第3条の2 条例第8条の3に定めるところにより行う指導は、指導書（第2号様式の2）により行うものとする。

#### (管理不全空家等に係る勧告書)

第3条の3 条例第8条の4に定めるところにより行う勧告は、勧告書（第2号様式の3）により行うものとする。

#### (特定空家等に係る指導書)

第4条 条例第10条に定めるところにより行う指導は、指導書（第3号様式）により行うものとする。

（意見を述べる機会の手続）

第5条 区長は、条例第11条第1項に定めるところにより勧告を行おうとする場合には、同条第2項の規定により、当該勧告の名宛人となるべき者について、弁明の機会を付与する。

2 弁明は、区長が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。区長が弁明を口頭であることを認めたときにあっては、聴聞および弁明の機会の付与に関する規則（平成6年9月練馬区規則第65号）第18条から第20条までの規定を準用する。

3 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

4 区長は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、勧告の名宛人となるべき者に対し、つぎに掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される勧告の内容および根拠となる法および条例の条項

(2) 勧告の原因となる事実

(3) 弁明書の提出先および提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨ならびに出頭すべき日時および場所）

5 前項の規定による通知は、勧告に係る事前の通知書（第4号様式）により行うものとする。

（弁明に関する代理人）

第6条 前条第4項の規定による通知を受けた者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、弁明に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を区長に届け出なければならない。

（特定空家等に係る勧告書）

第7条 条例第11条第1項に定めるところにより行う勧告は、勧告書（第5号様式）により行うものとする。

（特定空家等への命令に係る事前の通知書等）

第8条 条例第12条第2項に定めるところにより行う通知書の交付は、命令に係る事前の通知書（第6号様式）により行うものとする。

2 条例第12条第3項に定めるところにより行う請求は、意見聴取会開催請求書（第7号様式）により行うものとする。

3 条例第12条第5項に定めるところにより行う通知は、意見聴取会開催通知書（第8号様式）により行うものとする。

（特定空家等に係る命令書）

第9条 条例第12条第1項に定めるところにより行う命令は、命令書（第9号様式）により行うものとする。

（標識）

第10条 条例第12条第7項に定めるところにより行う標識の設置は、標識（第10号様式）により行うものとする。

（公示の方法）

第11条 条例第12条第7項に規定する規則で定める方法は、練馬区公告式条例（昭和25年9月練馬区条例第46号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示および練馬区のホームページへの掲載とする。

（特定空家等に係る代執行等）

第12条 条例第13条第1項に定めるところにより代執行を行う場合におけるつぎの各号に掲げる文書は、当該各号に定める様式とする。

(1) 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項に規定する文書 戒告書（第11号様式）

(2) 行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書 代執行令書（第12号様式）

(3) 行政代執行法第4条に規定する証票 執行責任者証（第13号様式）

(4) 行政代執行法第5条に規定する文書 代執行費用納付命令書（第13号様式の2）

2 条例第13条第2項に定めるところにより措置を執行するために現場に派遣される執行責任者は、前項第3号の執行責任者証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 条例第13条第4項に定めるところにより代執行を行う場合における法第22条第12項において準用する行政代執行法第5条に規定する文書は、代執行費用納付命令書（第13号様式の3）とする。

4 条例第13条第4項に定めるところにより措置を執行するために現場に派遣される執行責任者は、執行責任者証（第13号様式の4）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（特定空家等に係る措置の代行）

第13条 条例第14条第1項の規定による条例第10条の助言または指導に係る措置の代行の依頼は、代行依頼書（第14号様式）に必要な書類を添えて区長に提出することにより行うものとする。

2 区長は、前項の代行依頼書の提出を受けたときは、措置の代行をするか否かを決定し、当該代行依頼書を提出した者（以下この条において「代行依頼者」という。）に代行可否決定兼措置内容通知書（第15号様式）によりその旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた代行依頼者は、当該通知に記載された措置の内容を確認し、これに同意するときは、代行同意書兼誓約書（第16号様式）を区長に提出するものとする。

4 区長は、措置の代行を完了したときは、代行依頼者に代行実施完了通知書兼精算書（第17号様式）によりその旨を通知するとともに、当該措置に要した費用について精算するものとする。

（空家等に係る応急措置）

第14条 条例第15条第2項の規定により携帯する身分を示す証明書は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（第2号様式）のとおりとする。

2 条例第15条第3項の規定による通知および同条第4項の規定による費用負担の請求は、応急措置実施結果通知書兼請求書（第19号様式）により行うものとする。

(空家等に係る軽微な措置)

第15条 空家等について、開放されている窓の閉鎖、草刈りその他これらと同程度で区長が必要と認める措置（以下「軽微な措置」という。）を行うことにより周辺における良好な生活環境への支障を除去し、または軽減することができる場合において、当該空家等の所有者等がやむを得ない事情により自ら軽微な措置を行うことができないと認めるときは、区長は、軽微な措置を自ら行い、またはその命じた職員に行わせることができる。

2 区長は、前項の規定により軽微な措置を行おうとするときは、原則として、あらかじめ軽微な措置の対象となる空家等の所有者等の同意を得るものとする。

3 第1項の規定により軽微な措置を行おうとする者は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（第2号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(居住建築物等に係る立入調査)

第16条 条例第16条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（第20号様式）により行うものとする。

2 条例第16条第4項の規定により携帯する身分を示す証明書は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（第2号様式）のとおりとする。

(特定不良居住建築物等に係る指導書)

第17条 条例第19条の規定による指導は、指導書（第22号様式）により行うものとする。

(特定不良居住建築物等に係る勧告書)

第18条 条例第20条第1項の規定による勧告は、勧告書（第23号様式）により行うものとする。

(特定不良居住建築物等への命令に係る事前の通知書等)

第19条 条例第21条第3項の規定による通知書の交付は、命令に係る事前の通知書（第24号様式）により行うものとする。

2 条例第21条第4項の規定による請求は、意見聴取会開催請求書（第25号様式）により行うものとする。

3 条例第21条第6項の規定による通知は、意見聴取会開催通知書（第26号様式）

により行うものとする。

(特定不良居住建築物等に係る命令書)

第20条 条例第21条第1項の規定による命令は、命令書（第27号様式）により行うものとする。

(特定不良居住建築物等に係る代執行)

第21条 条例第22条第1項の規定により代執行を行う場合におけるつぎの各号に掲げる文書は、当該各号に定める様式とする。

- (1) 行政代執行法第3条第1項に規定する文書 戒告書（第28号様式）
- (2) 行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書 代執行令書（第29号様式）
- (3) 行政代執行法第4条に規定する証票 執行責任者証（第30号様式）

(特定不良居住建築物等に係る支援)

第22条 条例第23条第1項に規定する堆積物等による不良な状態を解消するために必要な支援（以下「必要な支援」という。）を希望する旨の申出は、支援申出書（第31号様式）を区長に提出することにより行うものとする。

2 区長は、前項の支援申出書の提出を受けたときは、条例第23条第2項に規定する手続を経た上で必要な支援をするか否かを決定し、当該支援申出書を提出した者（以下「支援申出者」という。）に支援可否決定兼支援内容通知書（第32号様式）によりその旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた支援申出者は、当該通知に記載された必要な支援の内容を確認し、これに同意するときは、支援内容同意書兼誓約書（第33号様式）を区長に提出するものとする。

4 区長は、必要な支援を完了したときは、支援申出者に支援実施完了通知書（第34号様式）によりその旨を通知するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、必要な支援の実施について必要な事項は、別に定める。

(居住建築物等に係る措置の代行)

第23条 条例第23条第3項の規定による必要な措置の代行の依頼は、代行依頼書（第35号様式）に必要な書類を添えて区長に提出することにより行うものとする。

る。

2 区長は、前項の代行依頼書の提出を受けたときは、措置の代行をするか否かを決定し、当該代行依頼書を提出した者（以下この条において「代行依頼者」という。）に代行可否決定兼措置内容通知書（第36号様式）によりその旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた代行依頼者は、当該通知に記載された措置の内容を確認し、これに同意するときは、代行同意書兼誓約書（第37号様式）を区長に提出するものとする。

4 区長は、措置の代行を完了したときは、代行依頼者に代行実施完了通知書兼精算書（第38号様式）によりその旨を通知するとともに、当該措置に要した費用について精算するものとする。

（居住建築物等に係る応急措置）

第24条 条例第24条第2項の規定により携帯する身分を示す証明書は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（第2号様式）のとおりとする。

2 条例第24条第3項の規定による通知および同条第4項の規定による費用負担の請求は、応急措置実施結果通知書兼請求書（第40号様式）により行うものとする。

（居住建築物等に係る軽微な措置）

第25条 特定不良居住建築物等または堆積物等による不良な状態になるおそれのある居住建築物等について、軽微な措置を行うことにより周辺における良好な生活環境への支障を除去し、または軽減することができる場合において、当該特定不良居住建築物等または居住建築物等の所有者等がやむを得ない事情により自ら軽微な措置を行うことができないと認めるときは、区長は、軽微な措置を自ら行い、またはその命じた職員に行わせることができる。

2 区長は、前項の規定により軽微な措置を行おうとするときは、原則として、あらかじめ軽微な措置の対象となる特定不良居住建築物等または堆積物等による不良な状態になるおそれのある居住建築物等の所有者等の同意を得るものとする。

- 3 第1項の規定により軽微な措置を行おうとする者は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（第2号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会）

第26条 条例第27条に規定する委員は、つぎの各号に掲げる分野に関して優れた識見を有する者について、当該各号に定める人数により構成する。

- (1) 法律 2人以内
- (2) 建築 3人以内
- (3) 都市計画 1人以内
- (4) 不動産流通 1人以内
- (5) 医療 2人以内
- (6) 福祉 1人以内

2 審議会の庶務は、環境部環境課において処理する。

（委任）

第27条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条から第25条までの規定は、平成29年10月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。



様

練馬区長

印

空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが所有し、または管理する下記空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項から第3項までならびに練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号。以下「条例」という。）第10条、第11条第1項および第12条第1項の規定の施行のため、下記のとおり法第9条第2項および条例第7条第2項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

1 対象となる空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名

2 報告を求める内容

3 報告の提出先

4 報告徴収の責任者

5 報告の期限

- ・ 上記5の期限までに上記3の者まで報告をせず、または虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、200,000円以下の過料に処されることとなります。
- ・ 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、または既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項までならびに条例第10条、第11条第1項および第12条第1項の規定に基づき、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行うことがあります。

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として(訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

練馬区長 宛

報告者 住所  
氏名

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項および練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）第7条第2項の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

- 1 対象となる空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 報告事項
- 3 添付書類

- ・ 上記2および3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、200,000円以下の過料に処されることとなります。

第1号様式の3（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

練馬区長

印

### 立入調査実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項および練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定に基づき立入調査を実施するので、法第9条第3項および条例第7条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

#### 記

- 1 対象となる空家等と認められる場所  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 立入調査を実施する日時  
年 月 日（ ） 時 分から
- 3 立入調査を実施する理由

- ・ 本通知に基づく立入調査を拒み、妨げ、または忌避した場合は、法第30条第2項の規定に基づき、200,000円以下の過料に処せられます。

第 2 号様式（第 3 条、第 14 条 - 第 16 条、第 24 条、第 25 条関係）  
（表面）

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書			写真
職 名				
氏 名				
生年月日	年	月	日生	
	年	月	日交付 年 月 日限り有効	
練馬区長				印

（裏面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

備考

- 1 この証明書は、用紙 1 枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。

様

練馬区長

印

### 指 導 書

あなたが所有し、または管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、同項および練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号。以下「条例」という。）第8条の3の規定に基づき、下記のとおり必要な措置をとるよう指導します。

### 記

1 対象となる空家等

所在地

用途

所有者等の住所および氏名

2 指導に係る措置の内容

3 指導に至った事由

4 指導の責任者

- ・ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- ・ 上記2の措置が実施されず、そのまま放置すれば法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当することとなるおそれ大きいと認められる場合は、法第13条第2項および条例第8条の4の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
- ・ なお、勧告を受けると上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2または同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税および都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様

練馬区長

印

### 勸告書

あなたが所有し、または管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、同項および練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号。以下「条例」という。）第8条の3の規定に基づき指導しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第2項および条例第8条の4の規定に基づき勸告します。

#### 記

- 1 対象となる空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 勸告に係る措置の内容
- 3 勸告に至った事由
- 4 勸告の責任者

- ・ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- ・ 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2または同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税および都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・ 上記2の措置が実施されず、法第2条第2項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第22条および条例第10条から第13条の規定に基づき、必要な措置をとることとなります。

様

練馬区長

印

指 導 書

あなたが所有し、または管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、法第22条第1項および練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、下記のとおり必要な措置をとるよう指導します。

記

1 対象となる空家等

所在地

用途

所有者等の住所および氏名

2 指導に係る措置の内容

3 指導に至った事由

4 指導の責任者

5 措置の期限

年 月 日（ ）

- ・ 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- ・ 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第2項および条例第11条第1項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
- ・ なお、勧告を受けると上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2または同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税および都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。



様

練馬区長

印

勧告に係る事前の通知書

あなたが所有し、または管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように助言または指導をしてきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第2項および練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを勧告することとなりますので通知します。

なお、あなたまたはその代理人は、条例第11条第2項および練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例施行規則（平成29年7月練馬区規則第61号）第5条の規定に基づき、本件に関し弁明書および証拠書類等を提出することができます。

記

- 1 対象となる空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 勧告しようとする措置の内容
- 3 勧告しようとする事由
- 4 弁明書等の提出先
- 5 弁明書等の提出期限  
年 月 日（ ）

- ・ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- ・ なお、勧告を受けると上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2または同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税および都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様

練馬区長

印

## 勧告書

あなたが所有し、または管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例施行規則（平成29年7月練馬区規則第61号）第5条第4項の規定に基づき勧告を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第2項および練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき勧告します。

### 記

- 1 対象となる空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限  
年 月 日（ ）

- ・ 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- ・ 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第3項および条例第12条第1項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・ 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2または同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税および都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・ 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項および条例第13条第4項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

様

練馬区長

印

### 命令に係る事前の通知書

あなたが所有し、または管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項および練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたまたはその代理人は、法第22条第4項および条例第12条第2項の規定に基づき、本件に関し意見書および自己に有利な証拠を提出することができるとともに、法第22条第5項および条例第12条第3項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、練馬区長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

### 記

- 1 対象となる空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命じようとする事由
- 4 意見書の提出および公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限  
年 月 日（ ）

- ・ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- ・ 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項および条例第13条第4項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

練馬区長 宛

請求者 住所  
氏名

意見聴取会開催請求書

年 月 日付け 第 号による命令に係る事前の通知書に  
関して、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22  
条第5項および練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条  
例（平成29年7月練馬区条例第28号）第12条第3項の規定に基づき、下記のと  
おり意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

- 1 対象となる空家等の所在地
- 2 公開による意見の聴取を請求する事由
- 3 意見聴取会開催希望日

第1希望	年 月 日（ ）	午前 ・ 午後
第2希望	年 月 日（ ）	午前 ・ 午後
第3希望	年 月 日（ ）	午前 ・ 午後

様

練馬区長

印

意見聴取会開催通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第6項および練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき意見の聴取を行うため、法第22条第7項および条例第12条第5項の規定に基づき、下記のとおり通知しますので、出席してください。

記

- 1 対象となる空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命じようとする事由
- 4 意見の聴取を行う日時  
年 月 日（ ）午前・午後 時 分
- 5 意見の聴取を行う場所

様

練馬区長

印

命 令 書

あなたが所有し、または管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、法第22条第3項および練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていません。  
ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1 対象となる空家等

所在地

用途

所有者等の住所および氏名

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限

年 月 日（ ）

- ・ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- ・ 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、500,000円以下の過料に処せられます。
- ・ 上記5の期限までに上記2に示す措置を履行しないとき、履行しても十分でないときまたは履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項および条例第13条第1項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- ・ 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項および条例第13条第4項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることが出来ます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として(訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することが出来ます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第10号様式（第10条関係）

標 識

下記の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第3項および練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）第12条第1項の規定に基づき措置をとることを、  
年 月  
日付け 第 号により、命ぜられています。

記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限  
年 月 日（ ）



様

練馬区長

印

戒告書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、または管理する下記特定空家等について、 を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第9項および練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、下記特定空家等に対して を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。

また、代執行によりその物件およびその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者等の住所および氏名

2 措置の内容

- ・ 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項および条例第13条第4項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として(訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様

練馬区長

印

代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、または管理する下記特定空家等について 年 月 日までに を行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項および練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。

また、代執行によりその物件およびその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

- 1 年 月 日付け第 号により戒告した措置の内容
- 2 対象となる特定空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 3 代執行の時期  
年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
- 4 執行責任者
- 5 代執行に要する費用の概算見積額

算決日。し長が翌年の起日を起のの)。算区定のくそ提た年らこ定す起馬決日な、にっ1か、決まら練ののきは内知て日おのりかはこ定でえ以をし翌なこな日者、決が訴月と算の(、く翌るおのとの6こ起)。日すもなのすなここしてたらすたまでき日表(、る消しっかまっきつでた代すもす取算あ日知であがっをまで起の起が翌なをがでと知区きつ提分ら決のく々と内こを馬であを処か裁日なここ以ると練がでえ、日るのきたる月すこてと内訴は翌す決でっす3をたいこ以ののの対裁があをて求っおる月し合日に該とが求し請あにす6消場た求当こ定請算査が訟起て取たっ請、る決査起審定訴提しのし知査もすの審らと決(を算分をを審て起こてかるのてえ起処求と該っ提、し日すこし訴らと請こ当あをは対翌過、とのかる査た、でえきにの経は告し日す審っお内訴と長日をして被消翌過のあな以のる区た年いを取の経記が(月しあ馬っ1つ区の日を前決ん6消が練知てに馬分た年、裁せて取服、をし定練処っ1しるましの不にと算決、知てだすり算分に内こ起のに)をした対な起処定以たらこ内すと算。にばらと決月っか、以まこ起)求れかる示)の3あ日た月りたらす請け日す(教こてが翌ま6なっかま査な翌過し定のてとあ日り審しの経

執行責任者証		第	号
執行責任者			
上記の者は、下記の行政代執行等の執行責任者であることを証する。			
年 月 日			
		練馬区長	印
記			
1	代執行等をなすべき事項		
2	代執行等をなすべき時期		

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第22条（略）  
2～8（略）  
9 市町村长は、第3項の規定により必要な措置を命じたる場合において、その措置を履行し、又は

10～17（略）

練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）（抜粋）

第13条 区長は、前条第1項に定めるその期限執行を履行し、又は

2～6（略）

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条 代執行のため現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たることを示すことができる。この場合、執行責任者は、何時でもこれを呈示しなければならない。

（注意） この証票は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。

様

練馬区長

印

代執行費用納付命令書

あなたが所有し、または管理する下記の特定期間等について、 年 月 日付け 第 号の代執行令書による代執行に要した費用が決定したため、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条の規定に基づき、下記のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命令します。

なお、下記の納付期限までに納付しないときは、行政代執行法第6条の規定により、国税滞納処分の例により徴収することがあることを申し添えます。

記

- 1 代執行を行った特定空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 納付金額
- 3 納付期限
- 4 納付方法 別に交付する納付書による。
- 5 代執行の内容

算決日。し長が翌年の起日を起のの)。算区定のくそ提た年らこ定す起馬決日な、にっ1か、決まら練ののきは内知て日おのりかはこ定でえ以をし翌なこな日者、決が訴月と算の(、く翌るおのとの6こ起)。日すもなのすなここしてたらすたまでき日表(、る消しっかまっきつでた代すもす取算あ日知であがっをまで起の起が翌なをがでと知区きっ提分ら決のく々と内こを馬であを処か裁日なここ以ると練がでえ、日るのきたる月すこてと内訴は翌す決でっす3をたいこ以ののの対裁があをて求っおる月し合日に該とが求し請あにす6消場た求当こ定請算査が訟起て取たっ請、る決査起審定訴提しのし知査もすの審らと決(を算分をを審て起こてかるのてえ起処求と該っ提、し日すこし訴らと請こ当あをは対翌過、とのかる査た、でえきにの経は告し日す審っお内訴と長日をして被消翌過のあな以のる区た年いを取の経記が(月しあ馬っ1つ区の日を前決ん6消が練知てに馬分た年、裁せて取服、をし定練処っ1しるましの不にと算決、知てだすり算分に内こ起のに)をした対な起処定以たらこ内すと算。にばらと決月っか、以まこ起)求れかる示)の3あ日た月りたらす請け日す(教こてが翌ま6なっかま査な翌過し定のてとあ日り審しの経

様

練馬区長

印

代執行費用納付命令書

あなたが所有し、または管理する下記特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第11項および練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号。以下「条例」という。）第13条第4項の規定に基づき緊急代執行を実施しました。

については、法第22条第12項および条例第13条第6項の規定により準用する行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条の規定に基づき、緊急代執行に要した費用を納付するよう命令します。

なお、下記の納付期限までに納付しないときは、法第22条第12項および条例第13条第6項の規定により準用する行政代執行法第6条の規定により、国税滞納処分の例により徴収することがあることを申し添えます。

記

- 1 緊急代執行を行った特定空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 納付金額
- 3 納付期限
- 4 納付方法 別に交付する納付書による。
- 5 緊急代執行の内容



算決日。し長が翌年の起日を起のの)。算区定のくそ提た年らこ定す起馬決日な、にっ1か、決まら練ののきは内知て日おのりかはこ定でえ以をし翌なこな日者、決が訴月と算の(、く翌るおのとの6こ起)。日すもなのすなここしてたらすたまでき日表(、る消しっかまっきつでた代すもす取算あ日知であがっをまで起の起が翌なをがでと知区きっ提分ら決のく々と内こを馬であを処か裁日なここ以ると練がでえ、日るのきたる月すこてと内訴は翌す決でっす3をたいこ以ののの対裁があをて求っおる月し合日に該とが求し請あにす6消場た求当こ定請算査が訟起て取たっ請、る決査起審定訴提しのし知査もすの審らと決(を算分をを審て起こてかるのてえ起処求と該っ提、し日すこし訴らと請こ当あをは対翌過、とのかる査た、でえきにの経は告し日す審っお内訴と長日をして被消翌過のあな以のる区た年いを取の経記が(月しあ馬っ1つ区の日を前決ん6消が練知てに馬分た年、裁せて取服、をし定練処っ1しるましの不にと算決、知てだすり算分に内こ起のに)をした対な起処定以たらこ内すと算。にばらと決月っか、以まこ起)求れかる示)の3あ日た月りたらす請け日す(教こてが翌ま6なっかま査な翌過し定のてとあ日り審しの経

第13号様式の4（第12条関係）

（表面）

執行責任者証

第 号

執行責任者

上記の者は、下記の行政代執行等の執行責任者であることを証する。

年 月 日

練馬区長

印

記

- 1 代執行等をなすべき事項
- 2 代執行等をなすべき時期

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第22条（略）

2～10（略）

11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

12～17（略）

練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）

（抜粋）

第13条（略）

2・3（略）

4 区長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、前条第1項から第6項までに定めるところにより当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、法第22条第11項の規定により、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、または措置実施者に行わせることができる。

5・6（略）

練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例施行規則（平成29年7月練馬区規則第61号）（抜粋）

第12条（略）

2・3（略）

4 条例第13条第4項に定めるところにより措置を執行するために現場に派遣される執行責任者は、執行責任者証（第13号様式の4）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（注意）この証票は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。

練馬区長 宛

依頼者 住所  
氏名

### 代行依頼書

練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり措置の代行を依頼します。

なお、措置に要する費用の概算見積りに当たり、下記空家等に立ち入ることに同意するとともに、当該措置に要する費用については、自ら負担し、指定の期日までに滞りなく納付します。

### 記

- 1 対象となる空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 措置の内容
- 3 自ら措置を講じることができない理由
- 4 添付書類
  - ・ 対象となる空家等の所有権を有する者全員が確認できる書類
  - ・ 所有権を有する者全員分の別紙同意書

別紙

## 同 意 書

私が所有し、または管理する空家等について、練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号。以下「条例」という。）第10条の助言または指導に係る措置を自らとることができないため、つぎに掲げる者が、条例第14条第1項の規定に基づき、練馬区に措置の代行を依頼し、措置を実施することに同意します。

代行依頼者

住 所

氏 名

対象となる空家等

所在地

用 途

措置の内容

自ら措置をとることができない理由

年 月 日

住 所

氏 名

練馬区長 殿

様

練馬区長

印

代行可否決定兼措置内容通知書

あなたから 年 月 日付けで依頼のありました練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）第14条第1項の規定による措置の代行について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 対象となる空家等

所在地

用途

所有者等の住所および氏名

2 措置の代行の可否

代行します。

・ 措置の内容

・ 措置に要する費用の概算見積額

※ 概算見積額と確定額に差額が生じた場合には、当該差額について返還または請求をします。

・ 措置の代行の条件

代行しません。

・ 理由

練馬区長 宛

依頼者 住所  
氏名

代行同意書兼誓約書

練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）第14条第1項の規定に基づき練馬区が代行する措置について、下記の内容で同意します。

また、当該措置の代行に際しては、下記の事項について責任を持って対応することを誓います。

記

- 1 対象となる空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 措置の内容
- 3 措置に要する費用の概算見積額
- 4 誓約の内容
  - ・ 措置の代行前に、当該措置に要する費用の概算見積額を納付します。
  - ・ 概算見積額と確定額に差額が生じ、追加費用が発生した場合は、請求額を速やかにお支払します。
  - ・ 措置の代行が完了した日以降、当該空家等が管理不全状態にならないよう適正に管理します。

様

練馬区長

印

代行実施完了通知書兼精算書

練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）第14条第1項の規定による措置の代行が完了したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 対象となる空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 代行した措置の内容
- 3 措置の代行が完了した日  
年 月 日（ ）
- 4 措置に要する費用の概算見積額
- 5 措置に要した費用の確定額
- 6 精算額

様

練馬区長

印

応急措置実施結果通知書兼請求書

下記のとおり、練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、危害が及ぶことを避けるため、緊急に必要な最小限度の応急措置を講じたので、通知します。

なお、条例第15条第4項の規定に基づき、応急措置に要した費用の額を請求します。

記

- 1 応急措置を講じた空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 応急措置を講じた日時  
年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
- 3 講じた応急措置の内容
- 4 応急措置を講じた理由
- 5 応急措置に要した費用の額
- 6 納付の期限  
年 月 日（ ）



様

練馬区長 印

立入調査実施通知書

練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）第16条第2項の規定に基づき立入調査を実施するので、同条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 対象となる居住建築物等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 立入調査を実施する日時  
年 月 日（ ） 時 分から
- 3 立入調査を実施する理由

様

練馬区長

印

### 指 導 書

あなたが所有し、または管理する下記居住建築物等は、練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号。以下「条例」という。）第2条第7号に定める「特定不良居住建築物等」に該当すると認められたため、条例第19条の規定に基づき、下記のとおり必要な措置をとるよう指導します。

### 記

- 1 対象となる居住建築物等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 指導の責任者
- 5 措置の期限  
年 月 日（ ）

- ・ 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- ・ 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、条例第20条第1項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。

様

練馬区長 印

### 勸告書

あなたが所有し、または管理する下記居住建築物等は、練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号。以下「条例」という。）第2条第7号に定める「特定不良居住建築物等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように助言または指導をしてきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、条例第20条第1項の規定に基づき勧告します。

### 記

- 1 対象となる居住建築物等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限  
年 月 日（ ）

- ・ 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- ・ 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、条例第21条第1項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

様

練馬区長

印

命令に係る事前の通知書

あなたが所有し、または管理する下記居住建築物等は、練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号。以下「条例」という。）第2条第7号に定める「特定不良居住建築物等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、条例第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたまたはその代理人は、条例第21条第3項の規定に基づき、本件に関し意見書および自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第4項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、練馬区長に対し、意見書の提出に代えて公開または非公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる居住建築物等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
  - 2 命じようとする措置の内容
  - 3 命じようとする事由
  - 4 意見書の提出および公開または非公開による意見の聴取の請求先
  - 5 意見書の提出期限  
年 月 日（ ）
- ・ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。

練馬区長 宛

請求者 住所  
氏名

意見聴取会開催請求書

年 月 日付け 第 号による命令に係る事前の通知書  
に関して、練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例  
（平成29年7月練馬区条例第28号）第21条第4項の規定に基づき、下記のと  
おり意見書の提出に代えて意見の聴取を行うことを請求します。

記

1 対象となる居住建築物等の所在地

2 意見の聴取を請求する事由

3 意見聴取会開催希望日

第1希望	年 月 日 ( )	午前 ・ 午後
第2希望	年 月 日 ( )	午前 ・ 午後
第3希望	年 月 日 ( )	午前 ・ 午後

4 意見の聴取を行う形式（いずれかに○を付けてください。）

公開 ・ 非公開

様

練馬区長

印

意見聴取会開催通知書

練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）第21条第5項の規定に基づき意見の聴取を行うため、同条第6項の規定に基づき、下記のとおり通知しますので、出席してください。

記

- 1 対象となる居住建築物等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命じようとする事由
- 4 意見の聴取を行う日時  
年 月 日（ ）午前・午後 時 分
- 5 意見の聴取を行う場所
- 6 意見の聴取を行う形式

様

練馬区長

印

命 令 書

あなたが所有し、または管理する下記居住建築物等は、練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号。以下「条例」という。）第2条第7号に定める「特定不良居住建築物等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、条例第21条第1項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていません。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1 対象となる居住建築物等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限  
年 月 日（ ）

- ・ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- ・ 正当な理由がなくて上記2に示す措置を履行せず、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、条例第22条第1項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として（訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様

練馬区長 印

### 戒告書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、または管理する下記特定不良居住建築物等について、 を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）第22条第1項の規定に基づき、下記特定不良居住建築物等に対して を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。

また、代執行によりその物件およびその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

### 記

- 1 対象となる特定不良居住建築物等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名

- 2 措置の内容

#### （教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として（訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



様

練馬区長

印

代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、または管理する下記特定不良居住建築物等について 年 月 日までに  
を行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。

また、代執行によりその物件およびその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

- 1 年 月 日付け第 号により戒告した措置の内容
- 2 対象となる特定不良居住建築物等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 3 代執行の時期  
年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
- 4 執行責任者
- 5 代執行に要する費用の概算見積額

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として(訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

（表面）

執行責任者証

第 号

執行責任者

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

練馬区長

印

記

- 1 代執行をなすべき事項
- 2 代執行をなすべき時期

（裏面）

練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）（抜粋）

第22条 区長は、前条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者が正当な理由がなくてその措置を履行せず、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、または第三者をしてこれをさせることができる。

2（略）

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

（注意） この証票は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。

練馬区長 宛

申出者 住所  
氏名

支援申出書

練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）第23条第1項の規定に基づき、下記のとおり堆積物等による不良な状態を解消するために必要な支援を希望します。

なお、支援に要する費用の概算見積りに当たり、下記居住建築物等に立ち入ることおよび立会いを求められたときは応じることに同意します。

記

- 1 対象となる居住建築物等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 必要な支援の内容
- 3 自ら堆積物等による不良な状態を解消することができない理由

様

練馬区長

印

支援可否決定兼支援内容通知書

あなたから 年 月 日付けで申出のありました練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）第23条第1項の規定による支援について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 対象となる居住建築物等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 支援の可否  
 支援します。
  - ・ 支援の内容
  - ・ 支援の条件  
 支援しません。
  - ・ 理由

練馬区長 宛

申出者 住所  
氏名

支援内容同意書兼誓約書

練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）第23条第1項の規定に基づき練馬区が実施する支援について、下記の内容で同意します。

また、支援が完了した日以降、支援の対象となった居住建築物等が、堆積物等による不良な状態にならないよう適正に管理することを誓います。

記

- 1 対象となる居住建築物等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 支援の内容

第34号様式（第22条関係）

第 号  
年 月 日

様

練馬区長 印

### 支援実施完了通知書

練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）第23条第1項の規定による支援の実施が完了したので、下記のとおり通知します。

#### 記

- 1 対象となる居住建築物等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 実施した支援の内容
- 3 支援の実施が完了した日  
年 月 日（ ）

練馬区長 宛

依頼者 住所  
氏名

代行依頼書

練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）第23条第3項の規定に基づき、下記のとおり措置の代行を依頼します。

なお、措置に要する費用の概算見積りに当たり、下記居住建築物等に立ち入ることおよび立会いを求められたときは応じることに同意するとともに、当該措置に要する費用については、自ら負担し、指定の期日までに滞りなく納付します。

記

- 1 対象となる居住建築物等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 措置の内容
- 3 自ら措置を講じることができない理由
- 4 添付書類
  - ・ 対象となる居住建築物等の所有権を有する者全員が確認できる書類
  - ・ 所有権を有する者全員分の別紙同意書



別紙

## 同 意 書

私が所有し、または管理する居住建築物等について、堆積物等による不良な状態またはそのおそれを解消するために必要な措置を自らとることができないため、つぎに掲げる者が、練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）第23条第3項の規定に基づき、練馬区に措置の代行を依頼し、措置を実施することに同意します。

代行依頼者

住 所

氏 名

対象となる居住建築物等

所在地

用 途

措置の内容

自ら措置をとることができない理由

年 月 日

住 所

氏 名

練馬区長 殿

様

練馬区長

印

代行可否決定兼措置内容通知書

あなたから 年 月 日付けで依頼のありました練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）第23条第3項の規定による措置の代行について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 対象となる居住建築物等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名

- 2 措置の代行の可否

代行します。

- ・ 措置の内容
- ・ 措置に要する費用の概算見積額

※ 概算見積額と確定額に差額が生じた場合には、当該差額について返還または請求をします。

- ・ 措置の代行の条件

代行しません。

- ・ 理由

練馬区長 宛

依頼者 住所  
氏名

代行同意書兼誓約書

練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）第23条第3項の規定に基づき練馬区が代行する措置について、下記の内容で同意します。

また、当該措置の代行に際しては、下記の事項について責任を持って対応することを誓います。

記

- 1 対象となる居住建築物等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 措置の内容
- 3 措置に要する費用の概算見積額
- 4 誓約の内容
  - ・ 措置の代行前に、当該措置に要する費用の概算見積額を納付します。
  - ・ 概算見積額と確定額に差額が生じ、追加費用が発生した場合は、請求額を速やかにお支払します。
  - ・ 措置の代行が完了した日以降、当該居住建築物等が堆積物等による不良な状態にならないよう適正に管理します。

様

練馬区長

印

代行実施完了通知書兼精算書

練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）第23条第3項の規定による措置の代行が完了したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 対象となる居住建築物等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 代行した措置の内容
- 3 措置の代行が完了した日  
年 月 日（ ）
- 4 措置に要する費用の概算見積額
- 5 措置に要した費用の確定額
- 6 精算額

様

練馬区長

印

応急措置実施結果通知書兼請求書

下記のとおり、練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号。以下「条例」という。）第24条第1項の規定に基づき、危害が及ぶことを避けるため、緊急に必要な最小限度の応急措置を講じたので、通知します。

なお、条例第24条第4項の規定に基づき、応急措置に要した費用の額を請求します。

記

- 1 応急措置を講じた居住建築物等  
所在地  
用途  
所有者等の住所および氏名
- 2 応急措置を講じた日時  
年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
- 3 講じた応急措置の内容
- 4 応急措置を講じた理由
- 5 応急措置の要した費用の額
- 6 納付の期限  
年 月 日（ ）